

災害時等における対応

災害時の愛知県立総合看護専門学校及び、愛知県看護研修センターの研修は、以下の愛知県立総合看護専門学校学則施行細則に基づきます。

【愛知県立総合看護専門学校学則施行細則】

第14条 災害時等における授業時間は、次に定めるところによる。

(1) 台風時等の取扱い

ア 愛知県内の何れかの区域（以下「愛知県内」という。）に特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報（以下「警報」という。）が発令された場合、原則として警報発令中は授業を行わない。

イ 警報が解除された場合の授業の再開については次のとおりとする。

(ア) 午前7時までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う

(イ) 午前7時から午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時15分から授業を行う。

(ウ) 午前11時を過ぎた後に警報が継続する場合は、当日の授業を中止する。

ウ 登校（校外授業を含む。）後に、愛知県内に警報が発令された場合は、学校長の指示に従う。

(2) 地震、その他の災害時等の取扱い

地震、その他の災害時等で、交通機関の故障、道路、橋の破壊等により登校が危険な場合は、登校を見合わせて差し支えない。

(3) 交通機関が運行されない場合の取扱い

ア 市バス及び地下鉄以外の交通機関が運行されない場合は、原則として授業を行う。

イ 市バス及び地下鉄が運行されない場合は、原則として台風時等の取扱いに準ずる。

大規模地震時における学校への連絡方法について

大規模地震（震度5強以上）発生時

【学生、研修生は、自らの安否・被災状況を速やかに学校に連絡してください。】

地震発生直後は、電話が繋がりにくくなりますので、電話が繋がらない場合、携帯電話やパソコンを使用し、Eメールにより学校に連絡してください。

Eメールアドレス

【学 生】 sogokango@pref.aichi.lg.jp

【研修生】 kangokenshu@pref.aichi.lg.jp

Eメールも不通の場合は、災害用伝言ダイヤル（171）又は災害用伝言版（web171）を利用し、安否等の情報を登録してください。（教員が学生の安否等を伝言により確認します。）

【学校、研修センターからのお知らせについて】

地震による被害が甚大な場合、授業、研修の再開等については、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版（web171）及び本校の Web ページでお知らせします。

（一般電話、携帯電話が通じる場合は、学生は連絡網で連絡します。）

Web ページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sogokango/>

＜災害用伝言ダイヤルの利用方法＞

- ・「171」をダイヤルし、音声案内に従って、市外局番から始まる自宅の電話番号などをダイヤルして伝言を吹き込みます。（伝言は30秒以内）
- ・録音された伝言を聞く場合も同様に「171」に電話をかけ、音声案内に従ってダイヤルすれば全国どこからも聞き取れます。

伝言の録音、再生とも通話料以外の料金は必要ありません。

- ①安否等について学校へ連絡する場合
「171」→「1」→自宅の電話番号「△△△-△△△-△△△△」→「録音」
*携帯電話の番号は利用できません。
(例)「1年B組の愛知太郎です。自分も家族も無事ですが、自宅が半壊し、現在△△小学校に避難しています。」
- ②学校の再開について確認する場合
「171」→「2」→学校の電話番号「0528328611」→「再生」
(例)「総合看護専門学校です。学校の再開については現在検討中です。学校から連絡があるまで自宅で待機しててください。」

<災害用伝言版（web171）の利用方法>

- ① <https://www.web171.jp/>へアクセスします。
- ② 伝言を登録したい電話番号、名前、安否、伝言を登録します。
- ③ 伝言の確認をするときは、伝言を確認する電話番号を入力して、「確認」をクリックします。